

南三陸町庁舎建設基本構想

平成 26 年 10 月 10 日

目 次

はじめに	1
第1章 新庁舎建設の基本的な考え方.....	1
1 基本方針	1
2 庁舎方式	2
3 導入機能	3
第2章 建設計画	5
1 位置及び敷地面積.....	5
2 建設規模	10
3 建設年次計画	11
4 事業費及び財源計画.....	12
第3章 現庁舎等の利用計画.....	13

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による大津波によって、南三陸町は尊い生命と貴重な財産を失いました。本町は平成 23 年度に南三陸町震災復興計画を定め、高台移転をはじめ、公共施設やインフラ整備等の復旧復興事業を着実に進めているところであります。被災した役場本庁舎や歌津総合支所については、仮庁舎の整備により復旧しましたが、本設に対する国の財政措置の期限も迫っていることから、新たな庁舎の建設に向けた検討が必要となっております。

本庁舎・総合支所の建設にあたっては、町民サービスの向上や行政経営の効率化、町民ニーズの多様化・高度化への柔軟な対応を可能とするとともに、大震災を教訓とした災害時の防災機能を強化する必要があります。

また、これまでの行政・議会機能に加え、町民活動や交流機能の充実を図ることで町民・団体・企業等との協働を推進し、新たな暮らしとなりわいを支える必要があります。

本基本構想は、これらの課題を踏まえて、新庁舎の建設に向けた基本的な考え方や建設計画等を示したものであります。

第 1 章 新庁舎建設の基本的な考え方

1 基本方針

新庁舎の建設に向けて、以下の基本方針を踏まえて検討していきます。

(ア) 住民に開かれ、利用しやすい庁舎

- 利用しやすい明るい窓口、オープンフロアー（見通しの良いフロアー）の導入、プライバシーへの配慮等により、親しみが持て、満足度の高い行政サービスを提供します。
- 単なる行政手続きの場だけではなく、新たなまちづくりの一体感を醸成するため、町民や来町者等への情報発信の拠点とするとともに、集い、憩い、学び、新たな自治を共に創造していく協働の場とします。
- 高齢者、障害者に対するバリアフリーはもとより、子どもや外国人等を含め、来庁者が使いやすく、わかりやすいユニバーサルデザインとします。

(イ) 周辺環境と調和し、環境に配慮した庁舎

- 太陽光、自然通風等を活かした省資源・エネルギー対策、太陽光発電や木質バイオマス等の再生エネルギーの導入を検討し、環境に配慮した施設とします。
- 周辺の環境や景観と調和し、うるおいある環境づくりを目指します。

(ウ) 町民の安全を守る防災機能の拠点としての庁舎

- 災害時において町民の安全を守るため、地域防災の拠点施設として非常時にも行政機能を保持できる耐震性、安全性に優れ、防災対応機能が整った施設とします。

(エ) 行政経営の効率化につながる庁舎

- 町民にとってわかりやすく、利用しやすい施設であることはもとより、職員は意欲的に職務に取り組み、効率的に事務が遂行できる快適な職場環境とします。
- 長期的な展望に立って、町民ニーズの多様化、高度化、地方分権の進展などによる行政需要の変化に対し、組織の変更、職員の異動等に柔軟に対応できる施設とします。

(オ) 無駄を省いた経済的な庁舎

- 機能性、効率性を追求し、合理的な施設とします。
- 施設の長寿命化、維持管理や改修・更新の効率化、スペースの汎用性等、ライフサイクルコストを考慮した、長期的に経済効率性の高い庁舎とします。

2 庁舎方式

庁舎方式は、これまでの庁舎検討や行政組織の再編の経緯等を踏まえ、「本庁舎－総合支所方式」とします。

区分	部門
本庁舎	<ul style="list-style-type: none">・一般行政部門・教育部門・公営企業部門・行政委員会・議会
総合支所	<ul style="list-style-type: none">・一般行政部門

3 導入機能

本庁舎及び総合支所に導入する基本機能は以下のとおりです。

その他機能についても、基本方針を踏まえて検討していきます。

(ア) 町民サービス機能

機能	施設・設備（例）
○窓口機能	・総合案内窓口、ローカウンター（車椅子用）、待合スペース等
○相談機能	・町民相談スペース（税務・福祉等）等
○案内機能	・フロア案内、会議・催事案内、誘導サイン、音声案内等
○生活利便機能	・ATM（銀行・郵便局）、売店・飲食店・自動販売機等
○交通利便機能	・来庁舎用駐車場（駐輪場）、歩行者通路、バス・タクシー乗降スペース等

(イ) 町民活動・交流機能

機能	施設・設備（例）
○交流窓口機能 【本庁舎】	・多目的交流スペース（展示・イベント）、研修室・会議室、屋外広場、オープンカフェ等
○情報受発信機能 【本庁舎】	・南三陸町情報コーナー、町政資料室、PRスペース等
○公民館機能 【総合支所】	・多目的交流スペース（展示・イベント）、研修室・会議室、図書室、調理室等
○保健センター機能 【総合支所】	・保健事業スペース（各種検診、相談、予防接種）等

(ウ) 議会機能

機能	施設・設備（例）
○議会機能 【本庁舎】	・議場、委員会室、議員控え室、議会事務局室等
○議会傍聴機能 【本庁舎】	・傍聴スペース等

(エ) 行政機能

機能	施設・設備（例）
○業務機能	・執務スペース、打合せスペース、会議室、電子情報管理室、ファイリング収納スペース（ラック・倉庫・書庫）、休憩室、更衣室、喫煙室等
○セキュリティ機能	・入室管理等

(オ) 災害対策機能

機能	施設・設備（例）
○災害対策機能	・災害対策本部会議スペース（※本庁舎）、情報システム、防災無線室、宿直室等
○バックアップ機能	・非常用電源設備、飲料用貯水槽、防災備蓄（生活物資・資機材）等

※以上（ア）～（オ）までの施設・設備は例示であり、詳細は今後検討していきます。



図：災害対策本部イメージ

写真提供；岡崎市防災危機管理課



図：オープンカフェイメージ

写真提供；寄居町企画課

第2章 建設計画

1 位置及び敷地面積

本庁舎及び総合支所の位置については、地方自治法第4条第2項に基づき住民の利便や交通事情等を考慮するとともに、これまでの庁舎検討経緯等を踏まえて計画地を選定する必要があります。

そのため、以下の条件を勘案して、本庁舎及び総合支所の計画地を選定します。

(ア) 敷地条件

本庁舎・総合支所本体や駐車場等が確保できる面積を有する場所である。

(イ) 防災性

最大クラスの津波が発生しても、直接被害を受けない場所である。

(ウ) 交通利便性

町全域^{*}からの交通の事情に配慮した場所である。(※総合支所の場合は歌津管内)

(エ) 拠点性

公共施設等が集まり、これからのまちの拠点としてふさわしい場所である。

(オ) 経済性

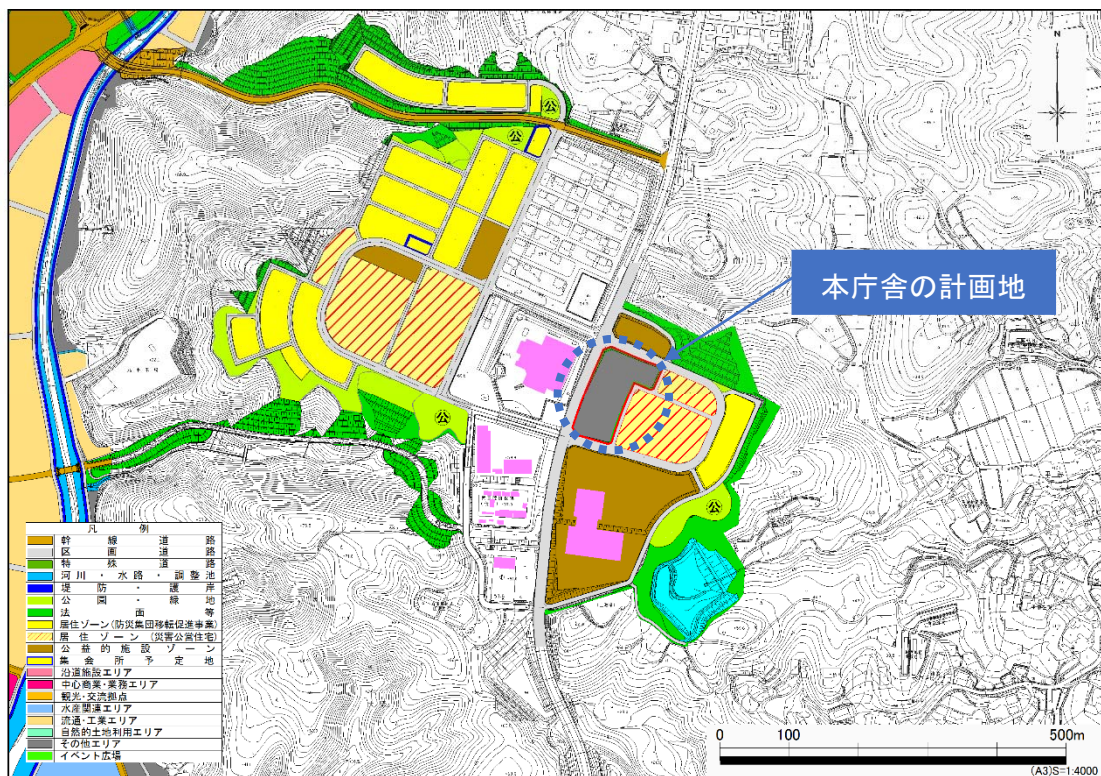
建設地の用地取得・造成、基盤整備（道路・水道等）などに係る費用を低減することができる場所である。

1.1 本庁舎

(1) 計画地

本庁舎の計画地の概要は以下のとおりです。

- 所 在 南三陸町志津川字沼田地内
- 所有者 南三陸町
- 敷地面積 約 8,730 m²
- 区 域 都市計画区域
- 用 途 指定なし
- 建蔽率 70%
- 容積率 200%
- 高さ規制 20m以下



図：本庁舎の計画地

(2) 選定理由

本庁舎の計画地の選定理由は以下のとおりです。

ア 敷地条件

- 本庁舎の建設に必要な延床面積 3,500 m²、駐車場面積 5,000 m²のスペースの確保が可能な場所です。

イ 防災性

- 東日本大震災のような最大クラスの津波発生時においても、浸水しない十分な高さを有する安全な場所です。
- 高台の地盤（切土）は安定しており地震にも強い場所です。

ウ 交通利便性

- 国道 45 号や三陸縦貫自動車道（仮称南三陸海岸 I C）から近く、歌津、戸倉、入谷地区からの移動時間・距離など南三陸町全域からのアクセスに適した場所です。
- 現在、ベイサイドアリーナに B R T の発着所が設置されており、公共交通によるアクセスも可能な場所です。

エ 拠点性

- 新たな市街地の形成に資する地区として都市計画決定（一団地の津波防災拠点市街地形成施設[※]）されている場所です。
- 震災前から用地取得や基盤整備が計画的に進められ、住宅団地や商工団地、南三陸町ベイサイドアリーナなどが立地する利便性の高い場所です。
- 現在、本庁舎や診療所、仮設住宅・店舗等が整備されており、復旧・復興期における南三陸町の中核的な場所です。
- 計画地の隣接場所では、町立南三陸病院、総合ケアセンターが整備され、防災性の高い本庁舎を整備することで、より災害時の拠点性が高まる場所です。

オ 経済性

- 「津波復興拠点整備事業（復興交付金）」により、公益的施設用地として既に用地取得、造成工事が行われている場所です。
- 造成発生土は沈下した市街地の低地部の嵩上げに利用し、市街地内での土量バランスがとれた適切な開発です。

※「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」

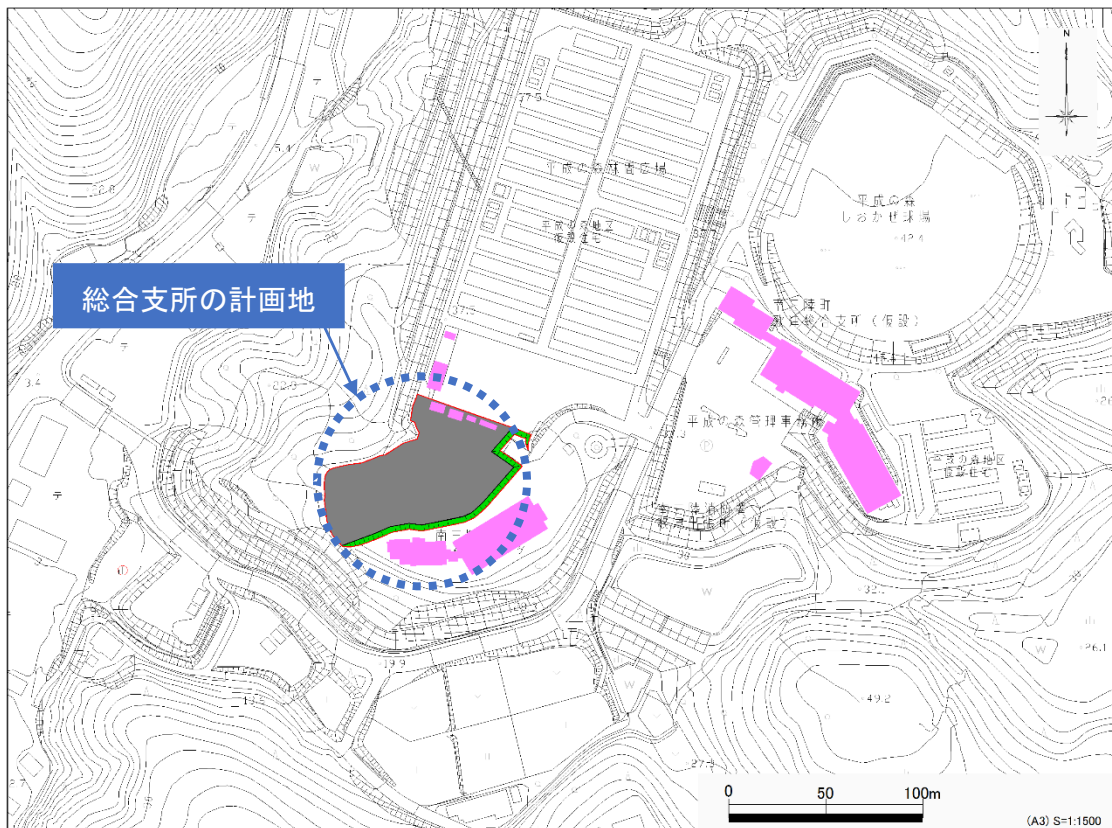
一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、都市計画法の都市施設の 1 つで、津波による災害の発生のおそれが高く、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地の整備を図る観点から、当該市街地が有すべき諸機能に係る施設を一団地の施設としてとらえて一体的に整備することを目的としています。

1.2 総合支所

(1) 計画地

総合支所の計画地の概要は以下のとおりです。

- 所 在 南三陸町歌津字柘沢地内
- 所有者 南三陸町
- 敷地面積 約 4,600 m²
- 区 域 都市計画区域外
- 用 途 指定なし
- 建蔽率 指定なし
- 容積率 指定なし
- 高さ規制 指定なし



図：総合支所の計画地

(2) 選定理由

総合支所の計画地の選定理由は以下のとおりです。

ア 敷地条件

○総合支所の建設に必要な延床面積 1,500 m²、駐車場面積 1,500 m²のスペースの確保が可能な場所です。

イ 防災性

- 東日本大震災のような最大クラスの津波発生時においても、浸水しない十分な高さを有する安全な場所です。
- 高台の地盤（切土）は安定しており地震にも強い場所です。

ウ 交通利便性

○国道 45 号から近く、泊崎半島部も含めた歌津地区全域からのアクセスに適した場所です。

エ 拠点性

- 平成の森や老人福祉センター、歌津総合支所など公共公益的施設や飲食店等も集積しており、現在の歌津地域の中心的な場所です。
- 総合支所と併せて歌津公民館及び保健センターを一体的に整備することにより、行政機能だけでなく、社会教育や健康増進などの機能が高まる場所です。

オ 経済性

- 歌津公民館や保健センターとの統合により、維持管理を含めて効率的に整備ができる場所です。
- 計画地はすべて町有地であり、造成発生土も比較的少ない場所です。

2 建設規模

新庁舎の規模については、主に執務や議会等の面積算定基準である「国土交通省新営一般庁舎算定基準」を用いて算定し、他の庁舎建設事例等を参考にしながら必要面積を想定します。

なお、建設規模については、今後の基本計画・設計の中でさらに検討していきます。

(1) 本庁舎

本庁舎の建設規模は以下のとおりとします。

○延床面積：概ね 3,500 m²

※階数については、敷地の条件、駐車場等の配置計画及び建設費用等を総合的に勘案して決定するものとします。

○駐車場面積：概ね 5,000 m²

※駐車場面積は、来庁者用及び公用車用を対象とし、職員用については敷地周辺への配置を予定しています。

(2) 総合支所

総合支所の建設規模は以下のとおりとします。

○延床面積：概ね 1,500 m²

※階数については、敷地の条件、駐車場等の配置計画及び建設費用等を総合的に勘案して決定するものとします。

○駐車場面積：概ね 1,500 m²

※駐車場面積は、来庁者用及び公用車用を対象とし、職員用については敷地周辺への配置を予定しています。

3 建設年次計画

本庁舎の供用開始は平成 29 年度の後期、総合支所の供用開始は平成 29 年度の前期を目標として事業スケジュールを設定すると、以下のとおりとなります。

なお、設計等によって事業スケジュールが変更となる可能性があります。

建築工事	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基本構想				
パブリックコメント				
設計者選定・契約等				
基本計画・設計				
実施設計				
建築確認申請 工事契約等				
建設工事・供用 (本庁舎)	★			
建設工事・供用 (総合支所)	★			

造成工事	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
造成設計 (本庁舎) ※済				
造成工事 (本庁舎)				
造成設計 (総合支所)				
造成工事 (総合支所)				

4 事業費及び財源計画

新庁舎を建設するにあたって必要となる概算事業費及び財源の試算は以下のとおりです。

なお、最近の資材費や人件費の高騰や、消費税のさらなる引き上げも予定されていることから、概算事業費については基本計画・設計の中でさらに検討していきます。

(1) 本庁舎

本庁舎の事業費は約 1,917.5 百万円を予定します。

財源については、以下のとおりです。

表：本庁舎の事業費の財源内訳

区 分	金 額	備 考
震災復興特別交付税	925,000 千円	
合併補助金	231,500 千円	
地方債	300,100 千円	
庁舎建設基金	460,900 千円	
合 計	1,917,500 千円	

(2) 総合支所

総合支所の事業費は約 902.5 百万円を予定します。

財源については、以下のとおりです。

表：総合支所の事業費の財源内訳

区 分	金 額	備 考
震災復興特別交付税	363,400 千円	
庁舎建設基金	139,100 千円	
災害復旧費	200,000 千円	公民館
医療再生基金	200,000 千円	保健センター
合 計	902,500 千円	

第3章 現庁舎等の利用計画

1 現庁舎

(1) 本庁舎

○移転後の建物については、復興事業や高台移転に伴う生活者支援に係る組織を中心とした課・係の配置を検討します。

(2) 総合支所

○移転後の建物については解体撤去を予定するが、必要に応じて利活用を検討します。

2 旧テニスコート

○移転後の建物（プレハブ）は解体撤去します。跡地の利活用は今後検討します。

表：移転予定

部署名	係	移転先	移転時期
①被災者支援センター	被災者支援係	新総合ケアセンター	H27年度
②復興事業推進課	住宅再建支援係	現庁舎	H29年度
③建設課	漁港係、漁業集落整備係	現庁舎	H29年度
④上下水道事業所	上水道係、下水道係	新庁舎（本庁舎）	H29年度

3 現志津川保健センター

○移転後の建物の利活用については今後検討します。

表：移転予定

部署名	係	移転先	移転時期
志津川保健センター	健康増進係	総合ケアセンター	H27年度